

レンタル契約書

令和 年 月 日

借借人 住所

氏名

印

本人確認 有 無 【免許書 保険証】

貸貸人 住所 〒675-1354 兵庫県小野市河合西町392

氏名 小林農機株式会社



レンタル約款

- 1・レンタル期間は原則として引き渡した日から返却した日とします。
- 2・レンタル期間内で使用しない期間があったとしても、事由を問わずレンタル料金をお支払いいただきます。
- 3・レンタル料は1日8時間(9:00~17:00)以内とし時間超過の場合別途レンタル料が発生します。
- 4・レンタル機の引き渡しは原則として小林農機店舗内とします。
- 5・前項以外の場所での引渡の場合、其に係る費用は借借人の負担となります。
- 6・物件での作業・運搬・積み下ろしなどによる事故(委託含む)に関し弊社は一切責任を負いません。
- 7・お客様の事由により物件の引渡が遅延または不能になった場合、弊社は一切の責任を負いません。
(地震・台風他などの自然災害、有事、第三者からの妨害、弊社との紛争なども含む)
- 8・レンタル後の物件管理はお客様が最良の管理を行う事。
- 9・物件の破損・誤使用による故障などが起きた場合、修理代金及び修理期間に相応した
レンタル料金を申し受けます。
- 10・自然災害等如何なる原因を問わず物件の紛失・盗難・減質にあった場合は物件と同じ同等品を返却するか、
または時価相当額を弊社に支払う事。
- 11・物件を第三者に貸したり担保に供するなどの行為をしてはなりません。
- 12・物件を改造・新たな部品のの付着・既存部品の取り外しを行わない事。
- 13・物件の改造、機能や性能を変更しない事。
- 14・物件を本来の使用目的以外に使用しない事。
- 15・物件に故障・事故・盗難など何かトラブルがあった場合弊社へ連絡する事。
- 16・物件は貸出時の状態で返却する事。破損・汚損・欠品等が認められた時は借方の責任において
現状復帰するか又はその費用を弊社に支払う事。
- 17・契約に反した時は直ちに契約を解除する。その際の返却回収に伴う費用は借方負担とする。
- 18・レンタル時の契約による情報を借方・貸方双方が契約終了後も第三者に漏らしてはならない。
- 19・レンタル機の燃料は満タン貸、満タン返しとします。

上記のレンタル約款に同意いたします。

signature